

監事監査報告書

2026年6月4日

学校法人根津育英会武蔵学園

理事長 根津 公一 殿

専務理事 元木 隆史 殿

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人 御中

学校法人根津育英会武蔵学園

監事（常勤）

松永 彰 

監事

織戸 花明 

私たち監事は、私立学校法（2025年4月1日施行）第52条第1項第1号及び学校法人根津育英会武蔵学園寄附行為第30条の規定に基づき、2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の学校法人根津育英会武蔵学園（以下、本法人という）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及びその結果について、次のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

- （1） 理事会、評議員会及びその他重要会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査致しました。
- （2） 事業報告書に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制、その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして私立学校法施行規則第13条各号に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び職員等からその構成及び運営状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を述べました。
- （3） 計算書類及び財産目録については、会計監査人から、「会計監査人の職務の遂行に関する事項」（私立学校法施行規則第37条各号に掲げる事項）の通知を受け、その職務の執行状況について報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書、並びに財産目録について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令又は寄附行為に従い、本法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 理事会が定めた内部統制システムの内容は適切であり、内部統制システムに関する事業報告書の記載内容及び理事の職務についても指摘する事項はありません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であることを認めます。

以上

